# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	国民健康保険税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

嬬恋村は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

群馬県嬬恋村長

## 公表日

令和7年3月1日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 国民健康保険税の賦課に関する事務					
②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、国民健康保険料(税)の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②転入者等に係る所得照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。				
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 統合宛名システム 中間サーバー				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表の24の項、44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号) 第9条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[	実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番行利の*■情	持定個人情報 <i>の</i> 、71の項(*) 寺例対象被保険 報提供の根拠	)提供に関	を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づくする命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条表の48の項、69 国出の確認は、国民健康保険(資格)システムで行っています。 27、42、44(*)、46の各項	
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26内閣府・総務省令第7号) 第20条、第25条、第26条(*) *. 特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険(資格)システムで行っています。				

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務会計課
②所属長の役職名	税務会計課長

6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停	止請求		
請求先	税務会計課	群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地	0279-96-0513	
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関	する問合せ		
連絡先	税務会計課	群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地	0279-96-0513	
9. 規則第9条第2項の適	Ħ		[	]適用した
適用した理由				

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年2月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年2月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

# しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実別 されている。	項目評価書	] <b>い</b> ては、それぞれ	,重点項目評価書	3) 基礎項目評价	価書及ひ 価書及ひ			
210 CV ~0°								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			I.	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。)	I	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	I	]接続しない(入手)	I	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				

8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人の プライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言している。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 十分である
	3)課題が残されている 特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人の

#### 変更箇所

変更問題	<b>听</b> 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担	①部署 税務課	①部署 税務課	事後	機構改革による修正
741044711	当部署 7. 特定個人情報の開示・訂	②所属長の役職名 税務課長 請求先 税務課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字	②所属長の役職名 税務会計課長	争议	
令和3年4月1日	正・利用停止請求	請求先 税務課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字 大前110番地 0279-96-0513	請求先 税務会計課 群馬県吾妻郡嬬恋村 大字大前110番地 0279-96-0513	事後	機構改革による修正
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	請求先 税務課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字 大前110番地 0279-96-0513	請求先 税務会計課 群馬県吾妻郡嬬恋村 大字大前110番地 0279-96-0513	事後	機構改革による修正
令和3年6月21日	情報提供ネットワークシステム による情報連携	■情報照会の根拠 番号法第19条7号	■情報照会の根拠 番号法第19条8号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に係る特定個人情報保護評価書の記載内容の修正について
令和5年1月12日	表紙 評価書名	国民健康保険料(税)の賦課に関する事務	国民健康保険税の賦課に関する事務	事後	
令和5年1月12日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	嫌恋村は、国民健康保険料(税)の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のブライバシー等の権利が上に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	嬬恋村は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年1月12日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言(特 記事項)	国民健康保険料(税)の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	国民健康保険税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者 選定の際に業者の情報保護管理体制を確認 し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	
令和5年1月12日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務①事務の名称	国民健康保険料(税)の賦課に関する事務	国民健康保険税の賦課に関する事務	事後	
令和5年1月12日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務/②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の 規定に則り、 国民健康保険料(税)の賦課決定及び軽減申 請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ④転入者等に係る所得数 付報提供ネットワークシステムに接続して特定 個人情報の照会を行う。	国民健康保険法、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務である。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保険税の賦課に関すること ②他の行政機関への所得情報の照会に関すること ③他の行政機関からの照会に対する回答に関すること ④年金保険者からの特別徴収対象者の通知に関すること ⑤年金保険者に対する特別徴収対象者の税額通知に関すること	事後	
令和5年1月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 総合窓ロシステム (※) 統合宛名システム 中間サーバー ※総合窓ロシステムを利用していない場合は 記載不要	国民健康保険(賦課)システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和5年1月12日	3. 個人番号の利用/法令上 の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法)第9条第1項、別表第一の160項、300項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条 ※第16項、第16条は「国民健康保険税」の場合 のみ。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一16、30の各項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	公金受取口座情報提供関係
令和5年1月12日		■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27の項(※1)、 42の項、44の項(※2) 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第20条(※1)、第25条、第26条(※2)※1.第27項、第20条は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2.特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険(資格)システムで行っています。	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27、42、44 (*)、45の各項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 令ので定める事務及び情報を定める命令(平成 26内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条、第26条(*) *.特例対象被保険者に係る届出の確認は、 国民健康保険(資格)システムで行っています。 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二 27、42、44 (*)、46の各項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、 第26内閣作・総務省令第7号)第20条、第25条、 **・特例対象被保険者に係る届出の確認は、	事後	公金受取口座情報提供関係

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務/②事務の概要	国民健康保険法、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による力等税の職業徴収又は地方税に関する調査に関する事務である。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保険税の賦課に関すること ②他の行政機関への所得情報の照会に関すること ③他の行政機関からの照会に対する回答に関すること ④年金保険者からの特別徴収対象者の通知に関すること ⑤年金保険者に対する特別徴収対象者の税額通知に関すること	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、 国民健康保険料(税)の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②転入者等に係る所得照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定 個人情報の照会を行う。	事後	
令和7年3月1日	3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一16、30の各項 の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 る令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条	法) 第9条第1項、別表の24の項、44の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成二十六年内 閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた	事後	
令和7年3月1日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携/②法令 上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27、42、44 (*)、45の各項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の2下成 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26内閣府・総務省令第7号) 第20条、第25条、 第26条(*) **、特例対象被保険者に係る届出の確認は、 国民健康保険(資格)システムで行っています。	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づ(利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2 条表の48の項、69の項、71の項(*) *.特例対象被保険者に係る届出の確認は、 国民健康保険(資格)システムで行っています。	事後	